

# 選択肢の比較表

現基本設計は総事業費 49 億 700 万円（平成 24 年 12 月時点 概算）としましたが、その後の建設費用の高騰、

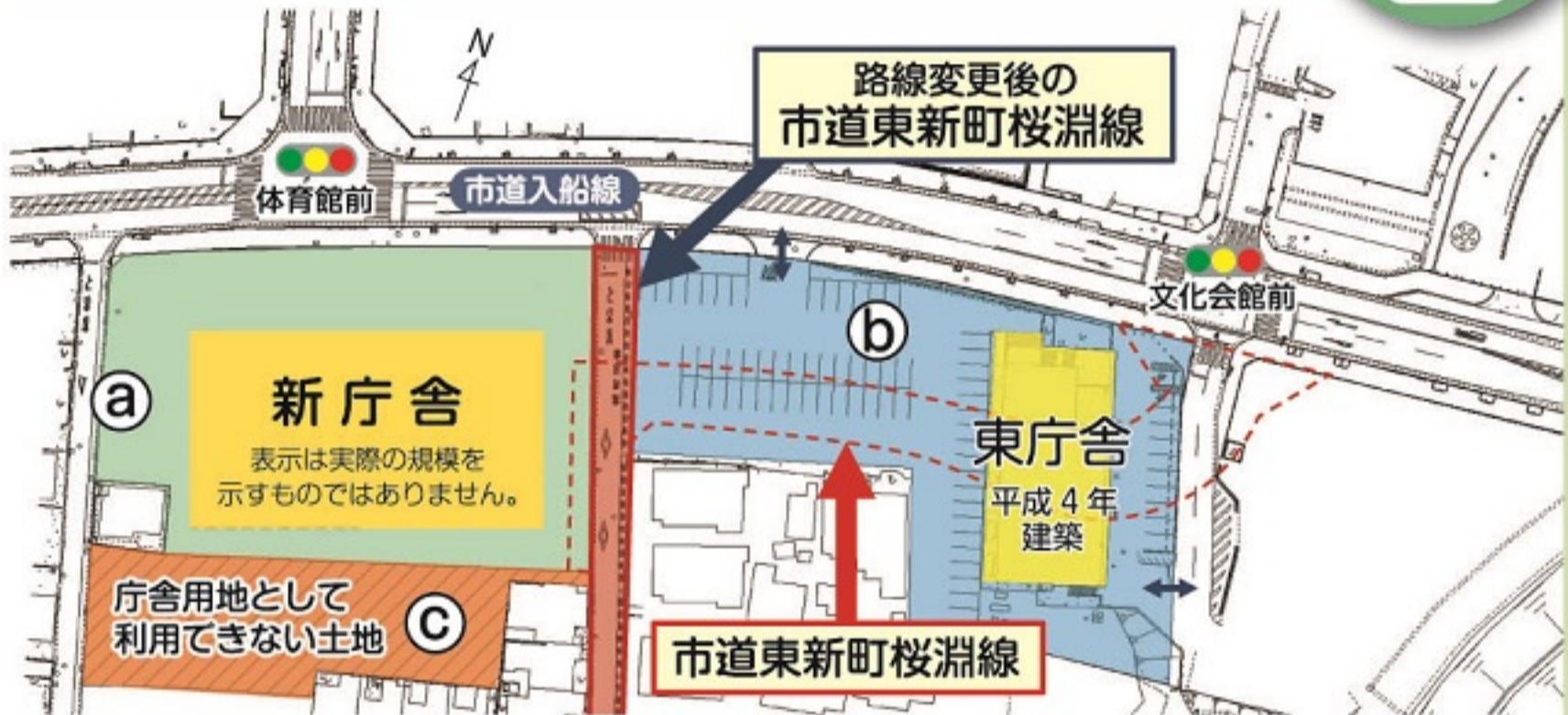
消費税率引き上げの影響などから現在はここから大幅に上昇が見込まれています。

そこで市は当初の総事業費程度に収まるように設計の大変な見直しを行っているところです。

住民投票において市民の皆さんに選択していただくポイントは、**庁舎配置** **規模** **道路形状** の 3 点です。

## 市道東新町桜淵線の 路線の変更を伴う現計画の見直し (付け替え道路なし)

### 選択肢 2



Ⓐ / 4,008 m<sup>2</sup> (新庁舎敷地=法令上の上限値) Ⓑ / 4,276 m<sup>2</sup>

Ⓒ / 1,477 m<sup>2</sup> (庁舎用地以外で利用可能)

■旧市民体育館跡地に新庁舎を建設し東庁舎を別棟として利用する。

■敷地Ⓐと敷地Ⓑは市道で分離される。

#### 特徴

- 現状の道路をそのまま使用できる。
- 分棟のため利便性と効率性が劣る。また、庁舎間の移動は市道を横断する必要がある。

■東庁舎利用のため、選択肢 1 よりさらに規模は縮小。

#### 特徴

- 建設時の経費が選択肢 1 より縮減できる。
- 東庁舎の改修費用や将来改築時の費用が別途発生する。

■現状直線のまま市道入船線に接続する。

#### 特徴

- 直線で見通しが良い。
- 通園・通学路は改善できない。

### 庁舎配置

## 市道東新町桜淵線の 路線の変更を伴わない現計画の見直し (付け替え道路あり)

### 選択肢 1



Ⓐ / 7,223 m<sup>2</sup> (新庁舎敷地) Ⓑ / 1,326 m<sup>2</sup>

市道付け替えにより旧市民体育館側敷地と現本庁舎敷地を一体化

■旧市民体育館跡地に一棟集約して建設する。

■法的要件を満たすために一体敷地Ⓐとする。

#### 特徴

- 一棟集約のため利便性と効率性が向上する。
- 付け替え道路の工事と東庁舎の解体工事が必要になる。

■基本設計 8,995 m<sup>2</sup>からの規模縮小を検討。

#### 特徴

- 一棟集約により廊下やトイレなどの共有部分等を無駄なくコンパクトにまとめることができる。
- 建設時の経費が選択肢 2 に比べ増加する。

■庁舎敷地を一体とするため、上図のように市道を付け替え、文化会館前交差点で市道入船線に接続する。

#### 特徴

- 庁舎敷地内で歩車分離がなされ、歩道と交差点が整備されるために安全性が向上する。
- 自動車は、現状のような入船線からの右折進入が不可となり、文化会館前交差点からの進入となる。  
(配置図★の箇所)

### 規 模

### 道路形状